

心療内科専門医制度規程専門医措置細則

本心療内科専門医制度が発効した後、日本心療内科学会「心療内科専門医」または日本心身医学会「心身医療専門医」の資格を有している者に対し、2020年までの間、以下のように移行措置を実施する。

1. 日本心療内科学会「心療内科専門医」または日本心身医学会「心身医療（内科）専門医」であって内科専門医資格を有する者（または2020年までに取得する者）は、本制度に基づく心療内科専門医とすることができる。
2. 日本心療内科学会「心療内科専門医」または日本心身医学会「心身医療（内科）専門医」であって内科認定医を有する者は、2020年までに本制度の心療内科専門医とすることができる。ただし、2020年以降の最初の更新時までには内科専門医資格を取得しなければ、心療内科専門医の更新を認めない。
3. 日本心療内科学会「心療内科専門医」または日本心身医学会「心身医療（内科）専門医」であっても、内科専門医ないし認定医を持たない者、日本心身医学会「心身医療（内科以外の科）専門医」およびその他の日本心療内科学会「心療内科専門医」または日本心身医学会「心身医療専門医」の資格に有していて、本制度の心療内科専門医に移行しないか失効する者については、各学会の規程によってその資格を定める。